令和２年６月19日

地域密着型サービス事業所

第１号通所事業所

指宿市健康福祉部国保介護課長

介護保険施設等における防災対策の強化について（通知）

本県における保健福祉行政の推進につきましては，日頃から御協力いただき感謝申し上げます。

例年，梅雨期及び台風期においては，全国各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され，

河川の急な増水・氾濫，がけ崩れ，土石流，地すべり，高潮，竜巻等により，多数の人

的被害及び住家被害が発生しています。平成28年８月には岩手県の認知症高齢者グル

ープホームにおいて，台風第10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により多数の利

用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

県内においても，昨年６月から７月にかけて局地的に猛烈な雨が降り県内各地で観測

史上最多の降水量を記録するとともに，河川の氾濫や土砂崩れ等による人的被害が発生

したところです。

各高齢者福祉施設におかれましては，梅雨期及び台風期を迎えるにあたり，下記事項及び別添資料を御確認の上，集中豪雨，台風，地震等による非常事態に備えるとともに，施設利用者や職員等の安全確保に万全を期していただきますようお願いします。

記

１ 連絡体制の整備

市町村，消防署，自主防災組織及び入所者家族などとの連携を密にし，緊急時の連

絡通報が円滑に行える体制を整えておくこと。

２ 避難訓練等の実施

緊急時の避難経路，避難場所等を再確認するとともに，地域住民や防災関係機関の

協力を得て，自主避難が困難な者に対する避難・救出訓練や夜間を想定した避難訓練

等実効性の高い訓練を定期的に実施すること。ただし，新型コロナウイルス感染拡大

防止，参加者の安全確保を優先に考え，必要があれば，訓練等の延期や中止について

検討すること。

３ 情報の収集等

市町村からの防災情報や，注意報・警報の気象情報に常に注意を払い，早期の自主

避難や避難勧告等に対応できる体制を整えること。

４ 早期の自主避難

近年の集中豪雨や突発的な災害発生を踏まえ，避難勧告等が発令されていない状況

であっても，入居者及び職員が危険であると判断した際には躊躇せず避難すること。

＜別添資料＞

1. 水害や土砂災害から命を守るために！（指宿市版チラシ）
	* 災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症等の予防についてのホームページ(指宿市機危機管理課)のＵＲＬの記載が追加されております。

＜参考＞指宿市ホームページＵＲＬ

「介護保険施設等における防災対策の強化について」

https://www.city.ibusuki.lg.jp/main/kyosei/hoken/kaigo/page005031.html

【問い合わせ先】

指宿市役所国保介護課介護保険係　担当：内薗

〒891-0497　指宿市十町2424番地

TEL：0993－22－2111（内線253）FAX：0993－24－4342

メール：kokukai@city.ibusuki.jp